

<遺言執行者選任>

1 概要

遺言によって遺言を執行する人が指定されていないとき又は遺言執行者がなくなったときは、家庭裁判所は、申立てにより、遺言執行者を選任することができます。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する者のことです。

2 申立人(申立てができる人)

利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた者など）

3 申立先

遺言者の最後の住所地の家庭裁判所

遺言者の最後の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(遺言者の最後の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

遺言者の最後の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・執行の対象となる遺言書1通につき800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・84円切手×6枚 10円切手×3枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	遺言者の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）※3	
⑤	遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ※4	
⑥	遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ※3	
⑦	利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）等）※4	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。
- ※3 申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の事件記録が保存されている場合（検認から5年間保存）は添付不要です。
- ※4 3か月以内に発行されたものを提出してください。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）